

みんなして

No. 17 発行 2013年6月

「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	原告団・弁護団の取り組み
6月05日 福島第1原発、移送先タンクで汚染水漏れ	6月01日 原告団いわき支部総会（いわき市） 6月01日 原告団相双支部総会（相馬市） 6月02日 原告団沖繩支部総会（那覇市）
6月14日 水野靖久復興庁参事官、被災者支援団体への暴言ツイート明らかになり更迭	6月05日 自死農家事件記者会見(東京) 6月06日～6月07日 全国公害被害者総行動（東京）
6月17日 高市早苗自民党政調会長「原発事故で死者は出ていない」と発言	6月09日 集団訴訟説明会（会津若松市） 6月13日 集団訴訟説明会（いわき市） 6月15日 集団訴訟説明会（二本松市） 6月15日 集団訴訟説明会（郡山市）
6月19日 原子力規制委員会、原子力発電所の新規規制基準を決定	6月15日 集団訴訟説明会(南相馬市) 6月16日 原告団福島支部総会 6月18日 集団訴訟説明会（福島市）
6月22日 原賠審、慰謝料の賠償基準を年内見直しへ	6月19日 高市氏発言に対する抗議声明発表 6月21日 集団訴訟説明会（福島市） 6月22日 集団訴訟説明会（福島市）
6月25日 支援機構、東京電力に賠償資金1151億円追加交付	6月22日 公害弁連原発弁護団会議(東京) 6月24日 集団訴訟説明会（伊達市） 6月25日 集団訴訟説明会（福島市）
6月27日 安倍首相、ブラジルへの原発出推進を首脳会談で合意	6月26日 弁護団会議（東京） 6月27日 集団訴訟説明会（福島市） 6月28日 集団訴訟説明会（郡山市）
6月27日 東電、被ばく不安に対する慰謝料ADR和解案を「具体的な権利侵害がない」と拒否	6月28日 原告団郡山支部総会（郡山市） 6月29日 集団訴訟説明会（南相馬市） 6月30日 集団訴訟説明会（宮城県柴田町）



※題字「みんなして」は武田徹さん（福島市から山形県米沢市に避難）、挿絵は村松孝一さん（相馬市）の筆によるものです。

☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧下さい。

facebook ■ 「生業弁護団 facebook」
で検索して下さい。

Twitter ■ @NARIWAIbengodan
(なりわい弁護団)

原発事故による自死案件で初の和解 加害責任を認めない東京電力を、集団訴訟で追い詰めよう

今般、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」）の和解仲介手続において、福島原発事故後に自死された須賀川市の農家故樽川久志さんのご遺族と東京電力との間で、原発事故と自死との間の相当因果関係を認めることを前提とする和解が成立する運びとなりました。

久志さんは、明るい性格と先を見通す能力から、地域の農家のリーダー的存在でした。安全で高品質の野菜を作るための研究や有機農法による土作りにも熱心に取り組み、キュウリやキャベツは、地元でも高い評価を受けていました。原発事故後、久志さんは、家族や友人に「福島の野菜はもうおしまいだ」「福島の農業で生活はできない」などと漏らすようになり、口数も少なく元気がなくなりました。そして、キャベツの出荷停止・摂取制限指示のFAXを受け取った翌日（2011年3月24日）の早朝、自死しました。

弁護団は、この事件は、ご遺族にとっての「重い合戦」であると同時に、福島の農家の被害の代表であるという見地から取り組んできました。その結果、3名の和解仲介委員の全員一致で、原発事故と自死との相当因果関係を前提とする和解案の提示に至りました。



原発事故以降の自死案件について、原発事故と自死との相当因果関係、すなわち東京電力の法的責任が公的手続で認められたのは、初めてです。その意味で、この和解成立は、他の被害者、特に自死遺族に大きな励ましを与えるものです。

同時に、課題もあります。和解案提示後、弁護団とご遺族は、東電に対し、何らかの形で誠意を示すことを求めてきましたが、東京電力は、焼香すら拒否し続けています。これは、「金は払うが、加害責任を認めて謝罪をすることは拒否する」という態度であり、逆に言えば、「自分には加害責任はないが、原賠法で無過失責任が定められているから金は払う」ということに他なりません。

久志さんの次男であり、農業後継者の和也さんは、本年6月6日の公害被害者総行動にも参加し、東電・国との交渉において『「たいへんご心配とご迷惑をおかけしました」ってなんだ？ 責任を認めたのに、なぜ、会社として謝罪しないんだ！母ちゃんと二人で、ロープにぶら下がった親父を下ろしたんだ。農作業中でも、このことが一日たりとも頭から離れない」と、東京電力を鋭く追及しました。



久志さんの妻美津代さんと和也さんは、お金で解決できない被害を訴え、東京電力と国に加害責任を認めさせたいという思いから、原状回復集団訴訟の原告になりました。和也さんは、7月16日の第1回口頭弁論でも、福島県の農家の被害を代表して意見陳述をすることになっています。是非、和也さんの訴えを聞いていただきたいと思います。

(弁護士 渡邊純)

6・6～6・7全国公害被害者総行動に参加して

原告団長 中島 孝

6月6、7日の公害被害者総行動では、まず加害責任を素直に認めない、従って再発防止に真摯に取り組まない、国と東電の姿勢が改めて浮き彫りになりました。いったいこの国はだれに顔を向けているのか。

しかし、弁護士会館での交渉は、被災者は決して沈黙しない事、命より企業の儲けを優先させる今の社会の在り様を決して許さないことを強烈に表す場になったと思います。

自宅があっても住めない区域の人々は、思い出の詰まった宝物のような我が家が朽ちていくのをじっと見つめ続けさせられています。故郷を失うつらさは、子供にとって大人にとって、ましてお年寄りにとっていかにばかりのものであるか。こんなに多くの人々に苦しみをもたらす原発を恐れようともせず、再稼働あるいは新設を図り、輸出までふみこむ国・企業の姿は、到底正気の沙汰ではありません。

40年余の歴史を持つ公害総行動のたたかいぶりは、ほんとうに立派なものです。日本の最も深刻な公害事件に直面して、弱い立場の被害者を支え手をつなぎ、企業と国の責任を迫り及して救済と被害根絶を図ってこられた歴史。力関係でいえば、ゾウにアリの立ち向かいそのゾウを降参させてきたのです。

とりわけ広範な被害を気が遠くなるほどの将来にまで及ぼし続ける原発事故にあっては、自分や子供、孫のみならず、人間社会の存立そのものがかかった闘いであって、企業のもうけ優先の態度を追い込み、さらにはアメリカのエネルギー政策にモノが言えない我が国の姿勢を改めさせるため、主権者の立場を堅持して粘り強く迫っていかねばなりません。

原告の様々な想いを相手にぶつけ、その中で自分を鍛えあげることの必要を感じた公害総行動でありました。



原告副団長 武田 徹

2011・3・11の福島原発事故は、我が国始まって以来最大にして最悪の事故であることは論を待たない。1970年代から40年にもわたる壮絶なイタイタイ病、水俣病、大気汚染等の反公害闘争が、生存権〔憲法前文、第25条〕、幸福追求権〔第13条〕、居住の自由〔第22条〕そして財産権〔第29条〕等の概念の息吹きとなり、実体化を促してきたことの意義は非常に大きい。

総決起集会に参加して感じたことは、国や企業によって理不尽な目に遭わされている人たちが一堂に会し、連帯し、エネルギーを蓄積し明日に備えることの重要性に尽きる。と同時に、福島原発事故の闘いは、全国反公害闘争の歴史から学び、闘いに取り入れていくことが絶対的に必要だと強く感じた。

東電、国との交渉は、大義はこちら側にあるので、論理的勝敗は、最初から決しているが、時間の消化だけを考え、言質を取られないように、ぬらりくりの戦法を繰り返す彼らの間に矛盾を生じさせ、微妙な食い違いの発言を誘発させ、そこを突いていくやり方を生み出すべきだろうと思った。

それにしても、日本の指導層の指導力の喪失、劣化は甚だしい。見事に等しい水野参事官のツイッターでの発言、原発での死亡者は一人もないという、自民党の高市政調会長の確信犯的発言は福島の被災者冒瀆もはなはだしい。彼女は即刻議員を辞すべきだ。ただ、水野参事官の停職30日の処分は、原子力規制庁元審議官名雪氏の処分が甘すぎて、私たちが文科省にまで出向き、徹底的に追求したのが影響している感じがする。最後に、長期間にわたって、反公害の闘いを先導してこられた小池氏に、心から敬意を表し、ご苦労様とねぎらいたい。

7・16第1回生業訴訟開廷日

法廷傍聴・模擬法廷 → 報告集会のご案内

2013年3月11日に提訴した原状回復を求める生業訴訟が、7月16日に第1回開廷日を迎えます。この日は、原告が、訴訟の意義や被害の実相について、裁判所に直接訴える意見陳述や、生業弁護団や応援弁護士からの意見陳述も行われます。

法廷傍聴は人数制限がありますが、訴訟と同時進行で行われる模擬法廷に参加することが可能です。

法廷で国と東京電力に勝つためには、多くのみなさんの参加が必要不可欠です。

7・16法廷傍聴・報告集会にぜひご参加ください！



当日のスケジュール

7月16日(火)

14:15～ あぶくま法律事務所前に集合

14:30～ 入廷行進

*裁判所に入らない人は入廷する人を送り出し、県文化センターまで行進します。

15:15～16:30 模擬法廷

*場所：県文化センター小ホール
(福島県福島市春日町 5-54)

17:00～18:30 報告集会

*場所：同上

法廷では何が行われるの？

第1回目の口頭弁論期日では、原告側から訴状の陳述、被告国と東電から答弁書（訴状に対する反論書）の陳述が行われます。このほかに、原告団から原告団長、避難者、滞在者の3名、生業弁護団、応援弁護士の4名の意見陳述が行われます。

緊張感あふれる法廷傍聴ですが、入廷可能者数は約40名と数に限りがあります。

すべての原告が法廷傍聴できるというわけではありません。

残念ながら法廷傍聴ができない方は、実際の法廷と同時進行で行われる模擬裁判にぜひご参加ください。



模擬法廷ってなに？

模擬法廷は、生業弁護団の若手が、裁判官役、原告弁護士役、被告弁護士役などに扮して、実際の訴訟を分かりやすくアレンジして、リアルタイムでお伝えする劇です。

実際の訴訟では行われない、原告の主張、被告国と東電の主張の解説を行います。原告、弁護士の意見陳述も、再現して行う予定です。

原告や支援者の皆さんが、この訴訟の内容や意義について十分に理解してもらうことは、訴訟に勝つために大切なことです。

実際の訴訟について深く知ることができます。